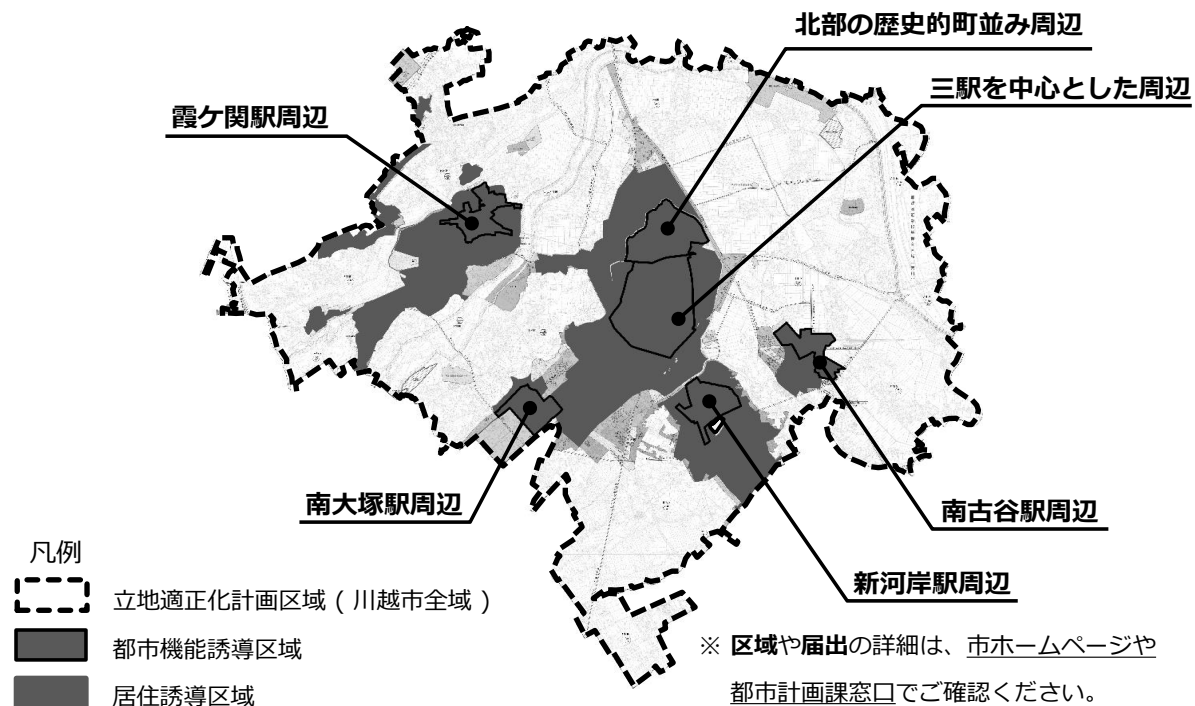


川越市立地適正化計画に係る届出制度について



※ 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域および家屋倒壊等氾濫想定区域については、都市機能誘導区域および居住誘導区域に含まれません。

※ 上記のことから、土地によっては各誘導区域の内と外にまたがる場合があります。

川越市立地適正化計画とは	事前届出制度について
人口減少と超高齢社会の進展を見据え、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、将来にわたり持続可能な都市経営を可能とするための施策として、従来の土地利用計画に加え、都市機能や居住の誘導と公共交通の充実による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進する計画です。	都市再生特別措置法 に基づき、都市機能誘導区域外・居住誘導区域外で行われる都市機能誘導施設や一定規模以上の住宅の開発行為等の整備（次頁以降参照）について、これらの <u>工事に着手する日の30日前までに、市への届出が必要</u> です。 市が整備の動向を把握するための制度ですが、区域内への立地誘導を図る上で支障があると認めるときは、届出者に対して勧告を行う場合があります。
都市機能誘導区域	居住誘導区域
医療・福祉・商業等の生活に欠かせない機能（都市機能）を備える施設（都市機能施設）を、中心市街地や利便性の高い鉄道駅周辺等に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。	人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域です。

問合せ先

川越市 都市計画部 都市計画課 まちづくり推進担当
電話：049-224-5945（直通）

都市機能誘導に係る届出表

○ に該当する場合は届出対象施設です。（×に該当する場合は届出不要です。）

都市機能 誘導施設	定 義	都市機能誘導区域						都 市 機 能 誘 導 区 域 外
		三 駅 を 中 心 と し た 周 辺	北 部 の 歴 史 的 町 並 み 周 辺	霞 ヶ 関 駅 周 辺	南 大 塚 駅 周 辺	新 河 岸 駅 周 辺	南 古 谷 駅 周 辺	
病院	医療法第1条の5に定める、医師が、公衆または特定多数人のため医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有する施設のうち、「内科」、「外科」または「小児科」を設置する施設	×	×	○	○	×	○	○
高齢者支援のための相談窓口施設	介護保険法に基づき、地域で暮らす高齢者を保健・医療・福祉・介護等様々な面から総合的に支援する施設（例：地域包括支援センター）	×	×	×	×	×	×	○
障害者総合相談支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者福祉に関する体制の充実に向け、望ましい相談環境を提供するための施設（例：障害者基幹相談支援センター）	×	○	○	○	○	○	○
認定こども園	子ども子育て関連3法に基づき、国の定める基準を満たし、本市の認可または認定を受けた施設	×	×	×	×	×	×	○
認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設のうち、国が定める設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たした公立保育所及び民間保育所	×	×	×	×	×	×	○
乳幼児一時預かり施設	こども家庭庁による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って整備・運営される施設	×	○	○	○	○	○	○
こども送迎センター	こども家庭庁による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って整備・運営される施設	×	○	○	○	○	○	○
生涯学習施設	学校教育法に定める高等教育機関が設置する生涯学習施設（例：大学サテライトキャンパス）	×	○	○	○	○	○	○
大型スーパー	セルフサービス方式を採用している総合食料品小売店舗のうち、店舗面積1,500㎡以上の施設	○	○	×	×	×	×	○
大型商業施設	小売店舗のうち、店舗面積5,000㎡以上の施設	×	○	○	○	○	○	○
レクリエーション施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場または遊技場を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制対象でないもので、延床面積10,000㎡以上の施設	○	○	○	○	○	×	○
地域交流施設	旅館業法に定める「旅館・ホテル」で、川越市ホテル等建築適正化条例に適合する施設が併設された、本市の観光振興と市民の交流を促進する施設	×	×	○	○	○	○	○

都市機能誘導に係る届出

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導施設について、都市機能誘導区域外 などにおいて以下の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です。

建築計画は **都市機能誘導施設** (前頁「都市機能誘導に係る届出表」参照) である

はい

いいえ

以下のいずれかの行為に該当する

【開発行為】 ※ 土地の区画形質の変更を伴うものをいう

- 都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の**開発行為**

【建築等行為】

- 都市機能誘導施設を有する建築物を**新築**しようとする場合
- 建築物を**改築**し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の**用途を変更**して、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合

はい

いいえ

該当の土地は **都市機能誘導区域外** である

※ 都市機能誘導区域内でも、当該区域の都市機能誘導施設として定められていない都市機能誘導施設を設置する場合は、届出が必要です。

※ 該当の土地が**一部でも都市機能誘導区域外を含む場合**、「はい」になります。

はい

いいえ

届 出 必 要 (必要部数: 1部)

届出の対象となる**開発行為**または**建築等行為**に着手する日の30日前までに届出が必要です。

【開発行為の場合】

- 届出書 (様式第18)
- 現況図 (1/1,000以上)
- 土地利用計画図 (1/100以上)
- 案内図、公図(写)、委任状等

【建築等行為の場合】

- 届出書 (様式第19)
- 配置図 (1/100以上)
- 2面以上の立面図 (1/50以上)
- 各階平面図 (1/50以上)
- 案内図、公図(写)、委任状等

【上記2つの届出内容を変更する場合】

- 届出書 (様式第20)
- 上記のそれぞれの場合と同様

※ 都市機能誘導施設を**休止**または**廃止**しようとする場合も、**届出**(様式第21)が必要です。詳細は都市計画課でご確認ください。

届 出 不 要

届出書の様式は
こちらから
ダウンロード



川越市ホームページ

誘導区域は
こちらでも
確認できます



小江戸川越マップ

委任状等への押印については、原則として不要としております。

※ただし、押印を妨げるものではありません。

詳細については、こちらをご参照ください。



委任状の押印について

居住誘導に係る届出

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、住宅について、**居住誘導区域外**において以下の行為を行う場合、行為に着手する日の30日前までに市への届出が必要です。

